

第3期千早赤阪村 子ども・子育て支援事業計画

(令和7年度～令和11年度)



令和7年3月
千早赤阪村

1 計画策定の背景及び趣旨

少子化や核家族化、地域社会のつながりの希薄化、インターネット利用の拡大など、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。

そのような中、国においては令和5年4月に子どもに関する様々な取組の基盤となる「こども基本法」が施行され、同年12月に「こども大綱」が閣議決定されました。

本村では、令和2年3月に「第2期千早赤阪村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、各種施策を進めてきました。

第2期計画が令和6年度末をもって終了することから、第2期計画での成果と課題、子育て家庭の子ども・子育て支援に関するニーズや「こども大綱」の方向性など国の動向を踏まえ、「第3期千早赤阪村子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の性格と位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、こどもの貧困の解消に向けた対策推進に関する法律第10条第2項に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」を一体的に策定したものです。

(2) 上位・関連計画における位置づけ

本計画は、子どもとその家庭に関する施策を体系化し、保健・医療、福祉、教育、住宅、労働、まちづくりなどの分野で総合的な展開を図ります。また、「第5次千早赤阪村総合計画」などの他計画と整合を図ります。

3 計画の期間

本計画は、令和7年度を初年度として、令和11年度までの5年間を計画期間とします。また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の中間年において見直しを行います。

計画期間

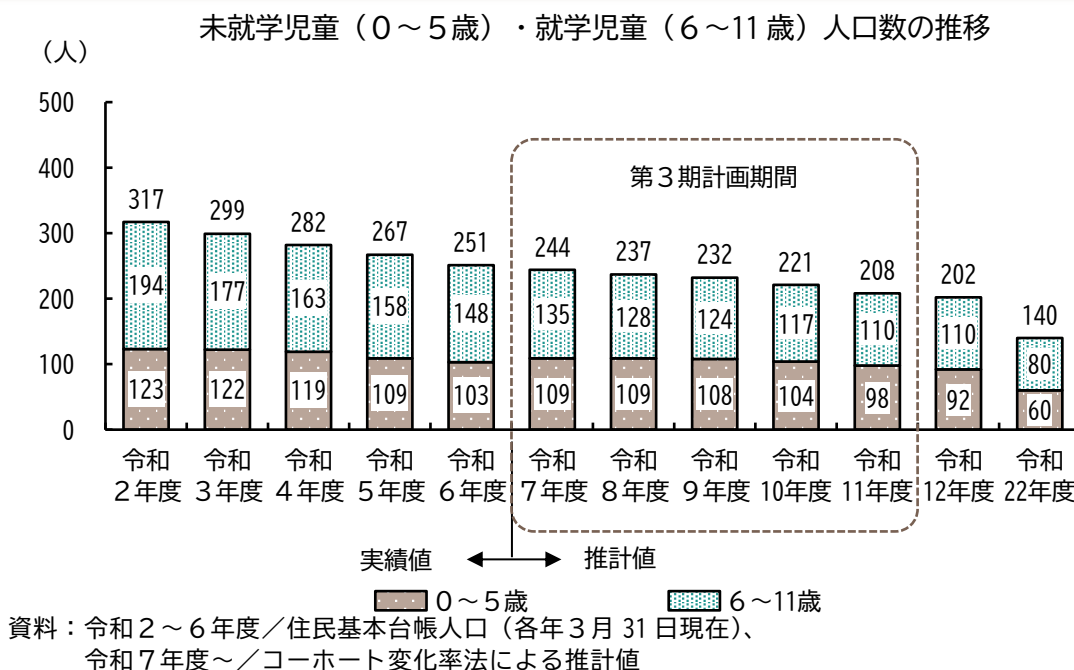
令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第2期計画	第3期千早赤阪村子ども・子育て支援事業計画					次期計画
見直し年度			中間見直し			

4 子ども・子育てを取り巻く千早赤阪村の現状

(1) 少子化の動向

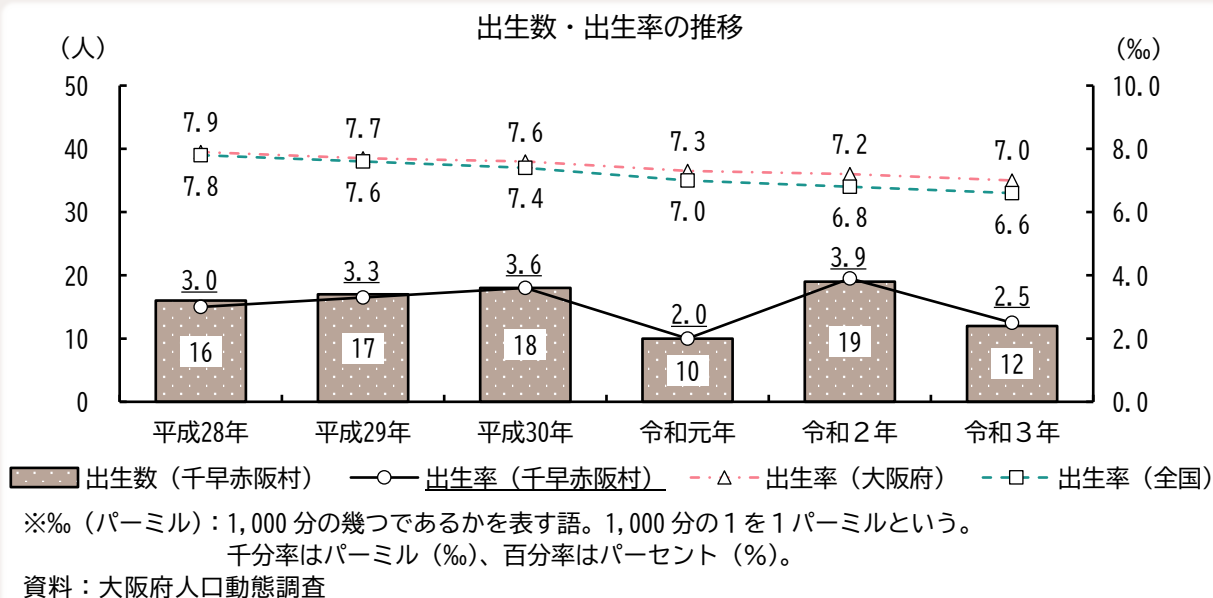
① 人口の推移

0～11歳の子どもの人口推計を各年齢別にみると下記のとおりです。本計画期間においては、未就学児童数は横ばいの推計となっているのに対し、就学児童数は減少傾向となっています。



② 出生数・出生率の推移

本村における出生数は年によって増減があるものの、令和3年には12人と減少しています。また、出生率（人口千対）をみると、全国平均、大阪府の6～7%台に比べ、かなり低い値で推移しており、令和3年は2.5%となっています。



5 計画の体系

〔 基本理念 〕

〔 基本目標 〕

〔 施策の方向 〕

〔 基本施策 〕

みんなで支えあい、子どもの夢と未来を応援するまち・ちはやあかさか

1 すべての子育て家庭を応援する環境づくり

(1) 地域における子育て支援の充実

- ① 地域における子育て支援の充実
- ② 地域における子育て支援ネットワークづくり
- ③ 相談体制の充実
- ④ 情報提供の充実

(2) ワーク・ライフ・バランスの実現

- ① 仕事と子育ての両立の支援
- ② 家庭における子育て意識の醸成

2 親と子が健やかに過ごせる環境づくり

(1) 子どもと親の健康保持及び増進

- ① 妊娠期から出産・育児期まで切れ目のない支援
- ② 「食育」の推進
- ③ 学童期・思春期保健対策の充実
- ④ 小児医療体制の充実

(2) 子どもの居場所づくりの充実

- ① 親子の成長と交流の場の支援
- ② 放課後児童対策の充実

3 親と子の学びと育ちを応援する環境づくり

(1) 子どもの成長を支える教育の充実

- ① 幼児教育及び学校教育の充実
- ② 次世代の親の育成

(2) 家庭の教育力の向上

- ① 家庭教育の充実
- ② 子育て家庭の交流を促進する事業の充実

4 配慮等が必要な家庭や子どもを支える環境づくり

(1) 子どもの貧困対策と子育てに関する経済的支援の充実

- ① 子どもの貧困対策
- ② 子育てに関する経済的支援の充実

(2) 支援を必要とする子どもへの取り組みの推進

- ① 児童虐待防止対策等の充実
- ② 障がいのある児童に対する施策の充実
- ③ ひとり親家庭への支援

5 すべての子どもが安心して生活できる環境づくり

(1) 子育てにやさしい生活環境の整備

- ① 身近な遊び場の整備
- ② 子どもが安心して過ごせる生活環境の整備
- ③ 子育て世帯の移住定住の促進

(2) 地域で取り組む子どもの安全の確保

- ① 子どもの安全を確保するための活動の推進
- ② 子どもを犯罪等から守るための活動の推進

6 施策の展開

基本目標1 すべての子育て家庭を応援する環境づくり

(1) 地域における子育て支援の充実

【今後の方向性・主な取り組み】

① 地域における子育て支援の充実

教育・保育ニーズの動向を踏まえ、子育て家庭の多様なニーズに対応できるよう、利用者の希望を把握しながら、子育て支援事業の内容の充実を図るとともに、円滑な運営に努めます。

② 地域における子育て支援ネットワークづくり

地域子育て支援拠点を充実し、保護者同士の交流や育児不安の軽減などを図ります。また、社会福祉協議会と連携し、小地域ネットワーク活動による子育て支援事業の周知と参加の促進を図ります。

③ 相談体制の充実

子育て当事者のライフステージに応じた切れ目ない支援体制を強化します。また、悩みを抱える保護者等を早期に発見し、相談支援につなげる体制を充実します。

④ 情報提供の充実

親が安心して子育てに臨めるよう、必要とされる様々なニーズに対応するため、子育て当事者のライフステージに合わせた情報提供を充実します。

(2) ワーク・ライフ・バランスの実現

【今後の方向性・主な取り組み】

① 仕事と子育ての両立の支援

仕事と子育てを両立する上で、仕事優先型の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、村民や事業主に対する意識啓発を進めていきます。

② 家庭における子育て意識の醸成

安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりのため、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努め、男女共同参画による子育てを促進し、保護者が安心して子育てができる環境を整備します。

基本目標２ 親と子が健やかに過ごせる環境づくり

(１) 子どもと親の健康保持及び増進

【 今後の方向性・主な取り組み 】

① 妊娠期から出産・育児期まで切れ目のない支援

妊娠期から出産・育児期における健康診査、健康相談等をきめ細かく実施することにより、疾病予防や発達支援の充実を図り、切れ目のない包括的・継続的な支援を推進します。

② 「食育」の推進

妊娠期から乳幼児期、学童期へと、幅広い層に対して食に関する学習や情報提供の機会を提供し、「食」に関する関心や知識の向上に努めます。

③ 学童期・思春期保健対策の充実

子どもが、自らの発達の程度に応じて、心身の健康、性に関する正しい知識を得て、SOSを出したり、セルフケアをしたり、自らに合ったサポートを受けたりできるよう、性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援を進めます。

④ 小児医療体制の充実

子どもが地域において休日・夜間を含めいつでも安心して医療サービスを受けられるよう、小児医療体制の充実を図ります。

(２) 子どもの居場所づくりの充実

【 今後の方向性・主な取り組み 】

① 親子の成長と交流の場の支援

子育て中の親の仲間づくり、社会参加を促進するために、日常的に交流ができるような環境づくりに努め、地域子育て支援拠点を充実し、保護者同士の交流や育児不安の軽減などを図ります。

また、地域のシニアやボランティア等、様々な人が子育てに関わり地域全体で子育てを応援する場の環境づくりに努めます。

② 放課後児童対策の充実

放課後に安心して子どもが過ごすことができる場として、自由に活動や学習又は遊びができる子どもの居場所づくりを推進します。

基本目標3 親と子の学びと育ちを応援する環境づくり

(1) 子どもの成長を支える教育の充実

【今後の方向性・主な取り組み】

① 幼児教育及び学校教育の充実

認定こども園との連携により、教育・保育の受皿を確保するとともに、子どもにとって良好な教育・保育環境となるよう努めます。

② 次世代の親の育成

次世代の親として、将来家庭を築く際に、協力して家庭を築くことや子どもを生み育てることの意義について考えられるよう幼児とふれあう機会や命について学ぶ場を設けるなど取り組みを進めます。

(2) 家庭の教育力の向上

【今後の方向性・主な取り組み】

① 家庭教育の充実

保護者が家庭において、子どもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うため、保護者が学ぶことや、保護者を切れ目なく支援することができるよう、保護者に寄り添う家庭教育支援を推進します。

② 子育て家庭の交流を促進する事業の充実

子育て家庭が地域とつながりを持ち、地域の中で子育て家庭が支えられるよう、様々な交流の機会づくりを推進します。



基本目標4 配慮等が必要な家庭や子どもを支える環境づくり

(1) 子どもの貧困対策と子育てに関する経済的支援の充実

【今後の方向性・主な取り組み】

① 子どもの貧困対策

経済的格差の広がりや、子どもが育つ環境に大きな影響を及ぼし、教育や進学機会を狭めることにつながります。そのため、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、子どもが安心して自分らしく生きていけるよう、様々な事業について関係機関と連携を取りながら、支援を必要とする人に周知し利用の促進を図ります。

② 子育てに関する経済的支援の充実

経済的な理由で子どもを産み育てることが困難な状況にならないよう各種手当等の経済的支援を充実します。

(2) 支援を必要とする子どもへの取り組みの推進

【今後の方向性・主な取り組み】

① 児童虐待防止対策等の充実

要保護児童対策地域協議会の機能強化を推進するため、関係機関の間で情報や適切な対応と支援者の資質向上に努め、地域の連携体制の充実を図り、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応やヤングケアラーへの相談窓口の充実に努めます。

② 障がいのある児童に対する施策の充実

障がいや発達特性を早期に発見・把握し、一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な支援・サービスにつなげていくとともに、子どもと家族に寄り添いながら、個々の特性や状況に応じた質の高い支援の提供を進めます。

③ ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭が安心して自立した生活を送るために、関係機関と連携し、就労支援、経済的支援等、総合的な支援に努めるとともに、支援に漏れがないように各種制度の周知を図ります。



基本目標5 すべての子どもが安心して生活できる環境づくり

(1) 子育てにやさしい生活環境の整備

【今後の方向性・主な取り組み】

① 身近な遊び場の整備

子どもの居場所となる公園設備の維持管理に努めます。また、自然とふれあうことができる遊び場の整備に努め、自然の大切さを学べる環境を検討します。

② 子どもが安心して過ごせる生活環境の整備

子どもが、よりよい環境で学習及び生活ができる環境づくりを進めます。

③ 子育て世帯の移住定住の促進

子育て世帯が暮らしやすい住環境の向上を図るとともに、住宅の新築または購入する場合にかかる経費の一部補助等を行い、子育て世帯の移住・定住を促進します。

(2) 地域で取り組む子どもの安全の確保

【今後の方向性・主な取り組み】

① 子どもの安全を確保するための活動の推進

警察や地域等の関係機関との連携・協力の強化を図り、交通マナーの向上と交通安全対策を進めます。

② 子どもを犯罪等から守るための活動の推進

学校・地域・警察等の関係機関が緊密に連携し、子どもが犯罪に巻き込まれることのないよう支援を行っていきます。また、子どもが主体的にインターネットを利用できる能力習得の支援や情報リテラシーの習得支援に取り組めます。



7 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の 量の見込みと確保方策

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

各認定区分に応じた年度別の量の見込みと確保方策は以下の通りです。

		1号	2号	2号	3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上 保育が必要 教育希望が 強い	3歳以上 保育が必要 左記以外	1・2歳 保育が必要	0歳 保育が必要
令和7年度	量の見込み	13	2	32	24	8
	確保の内容	15		45	35	
令和8年度	量の見込み	13	2	34	22	7
	確保の内容	15		45	35	
令和9年度	量の見込み	13	1	35	20	7
	確保の内容	15		45	35	
令和10年度	量の見込み	12	2	35	19	7
	確保の内容	15		45	35	
令和11年度	量の見込み	13	2	32	18	7
	確保の内容	15		45	35	

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者支援事業 (箇所数)	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
	こども家庭 センター型	1	1	1	1	1
時間外保育事業 (人数)	量の見込み	34	34	34	32	30
	確保方策	34	34	34	32	30
放課後児童健全育 成事業(学童保育) (人数)	量の見込み	58	57	59	60	63
	確保方策	63	63	63	63	63
子育て短期支援事 業(ショートステイ 事業・トワイライト ステイ事業)(延べ 人数)	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保方策	12	12	12	12	12
乳児家庭全戸訪問 事業(人数)	量の見込み	15	13	13	12	12
	確保方策	15	13	13	12	12
養育支援訪問事業 (延べ人数)	量の見込み	103	98	93	89	85
	確保方策	103	98	93	89	85

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
地域子育て支援拠点事業（延べ人数）	量の見込み	1,616	1,616	1,601	1,542	1,453
	確保方策	1,616	1,616	1,601	1,542	1,453
一時預かり事業（延べ人数）	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保方策	0	0	0	0	0
病児保育事業（病児・病後児保育事業）（延べ人数）	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保方策	0	0	0	0	0
ファミリー・サポート・センター事業（延べ人数）	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保方策	0	0	0	0	0
妊婦健康診査事業（延べ回数）	量の見込み	210	210	210	210	210
	確保方策	210	210	210	210	210
妊婦等包括支援事業（件数・回数）	量の見込み	妊娠届出数	20	20	20	20
		1組当たり面談回数	3	3	3	3
		面談実施合計回数	60	60	60	60

8 計画の進捗管理

計画の推進にあたっては、定期的に、関係機関・団体と連携を図りながら、計画の基本目標の達成に向けて、「計画策定→取組の実施→実績の評価→取組の改善」のプロセスによる改善手法であるPDCAサイクルに基づき、進行状況の把握、点検を行い、子ども・子育て会議において評価を実施します。

子ども・子育て会議での審議により、必要に応じ本計画の施策の見直し・改善を図ります。



第3期千早赤阪村子ども・子育て支援事業計画（概要版）

令和7年3月

発行：千早赤阪村

編集：千早赤阪村 健康福祉部 福祉課

〒585-0041 大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分 180 番地

T E L 0721-26-7269 F A X 0721-70-2021

**みんなで支えあい、子どもの夢と未来を
応援するまち・ちはやあかさか**

